

2025年度こまきプレミアム商品券ご利用規約 (お客様用)

1. 発行者

こまきプレミアム商品券の発行者は、小牧商工会議所となります。

小牧商工会議所 〒485-8552 小牧市小牧五丁目253番地
TEL: 0568-72-1111 FAX: 0568-76-2581

2. こまきプレミアム商品券の種類及び販売単位

① プレミアム付き商品券

◆発行概要: 14億円4千万 (年1回発行) *完売次第終了
120,000セット販売 プレミアム率: 20%

◆販売単位: 1セット 10,000円 * @500円×24枚、額面12,000円
※1セットにつき、2,000円のプレミアム付
《1セット(500円券24枚)の内訳》

専用券(い～なも券 E-namo 小規模取扱加盟店用) 14枚(7,000円分) 赤色
共通券(え～なも券 A-namo 全取扱加盟店用) 10枚(5,000円分) 青色

2種類の商品券で構成されています。1セットの内訳枚数の変更はできません。

※小牧市民限定で、1人当たり5セットまで予約可能です。ただし予約多数の場合は予約者全員に行き渡るよう引換セット数を調整します。

※調整後の引換可能なセット数は、「予約引換券ハガキ」に記載されています。

※未引換分の販売方法は、受付期間終了後に詳細を決定します。

② 贈答用商品券 *企業、市民並びに市民団体等に対するギフト用

◆発行概要: 約4,000万円(随時発行)

◆販売単位: 1枚 500円～ (プレミアムは付いておりません。)

※購入制限がありません。

購入の際、専用券(い～なも券 E-namo 小規模取扱加盟店用) 赤色 及び
共通券(え～なも券 A-namo 全取扱加盟店用) 青色 の券種が選択できます。

注) 共通券(え～なも券 A-namo 全取扱加盟店用)とは、
こまきプレミアム商品券の加盟店の全店で、ご利用いただけます。

専用券(い～なも券 E-namo 小規模取扱加盟店用)とは、
以下の①、②の「小規模等に区分された店舗」に限りご利用いただけます。

①小売店舗のうち、市内商店街の専門店、ロードサイドの個店、大型店舗内の
専門店など、店舗売場面積が1,000㎡未満の店舗

②小売店舗以外の全ての業種(アミューズメント施設、飲食店、理・美容院など)

※専用券は大型店・中型店ではご利用いただけません。

大型店は店舗売場面積が3,000㎡以上、中型店は店舗売場面積が1,000㎡以上
3,000㎡未満の小売店舗の取扱加盟店を指します。

*商品券購入時の注意事項

■一度購入された商品券の払い戻しはできません。

■商品券は現金一括払いのみでの購入となります。(分割払いは不可)

※硬貨でのお支払いは、硬貨一種類につき20枚までとします。

■同一人物による複数購入、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、身分証明書の提示ならびに商品券のご返還をお願いする場合があります。

3. 商品券の有効期間

- ① プレミアム付き商品券：2025年11月5日（水）～2026年4月30日（木）
（有効期限は商品券表面と裏面に表示）
- ② 贈答用商品券：発行月を含め6ヶ月以内
（有効期限は商品券表面のみに表示）

※小牧商工会議所で発行する商品券は、資金決済法の関係で発行月から6ヶ月以内のものしか発行ができない商品券となるため、いかなる場合でも有効期間の延長が認められておらず、期間が延長されることはありません。有効期間を過ぎた商品券は無効となり使用できませんので、必ず有効期間内にご利用ください。

4. 商品券の利用

- (1) お客様は、小牧市内の「こまきプレミアム商品券加盟店（以下「加盟店」）」にて、商品購入並びに、サービスの提供を受ける際に現金と同様にお使いいただけます。なお現金との併用でもお使いいただけます。
- (2) 本商品券の交換、転売・売買はできません。
- (3) 本商品券使用の場合は、つり銭は支払われません。
- (4) 本券は、下記のものにはご利用いただけません。
 - ①有価証券、その他の金融商品、他商品券、金、銀、地銀、現金の購入
 - ②国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等
 - ③換金性の高い物（商品券やギフト券、図書券、回数券や切手等）、保険料、電子マネー等のチャージ、たばこ等。また加盟店によりご利用いただけない商品、サービスがございます。ご利用に際しては、あらかじめ加盟店にご確認ください。
※取扱加盟店の詳細は、加盟店一覧でご確認ください。
ホームページ小牧ナビ（<http://komaki-navi.jp/premium/>）からも加盟店一覧がご確認いただけます。

5. 商品券が無効となる場合

- (1) 本商品券の有効期限が過ぎた場合
- (2) 本商品券に発行者印及び番号のない場合、又は確認できない場合
- (3) 本商品券の取扱加盟店欄に加盟店の押印等がある場合
- (4) 本商品券が違法又は不正に取得されたものである場合
- (5) 本商品券が偽造・変造又は不正に作成されたものである場合
- (6) 本商品券の変形・破損が著しい場合

6. 加盟店との関係

お客様が本商品券を利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品・瑕疵・その他の問題が生じた場合、加盟店との間で解決するものとします。

7. 商品券の紛失等

本商品券の盗難・紛失・汚損・滅失等に対し、発行者は一切その責任を負いません。

8. その他

こまきプレミアム商品券は、小牧市の補助を受け発行しています。